

## 平成30年度 第3回男女共同参画審議会概要

1 日 時 平成31年1月17日（木） 14時～16時

2 場 所 第1庁舎3階庁議室

3 出席者 北川会長 大塚副会長  
青井委員 小谷委員 井田委員 田口委員 岡田委員  
青木委員 荒木委員 岩渕委員 三浦委員 三井委員

流山市 山田総合政策部長  
須郷企画政策課長  
玉ノ井男女共同参画室長  
村上主事

記録 福島

### 4 議 題

- (1) 流山市第3次男女共同参画プランの評価・総括について
- (2) 流山市第4次男女共同参画プランの骨格（案）について
- (3) その他

### 5 概 要

（須郷企画政策課長）

本日は第3回審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、開会に先立ちまして、総合政策部長の山田よりご挨拶申し上げます。

（山田総合政策部長）

本日は、北川会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、ありがとうございます。前回、11月の第2回審議会では、皆様からの御意見を基に作成しました第3次プラン

の評価・総括案について御審議をいただきました。

本日は、事前に配付いたしました、第2回審議会における御意見等を反映させました第3次プランの評価・総括最終案について、再度御審議をお願いしたく存じます。なお、第3次プランの評価・総括については、本日の審議をもって確定したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

また、本日は、次期プランの考え方をお示しし、第4次プランの骨格案についても、御意見をいただきたいと考えております。なお、次回の審議会は新年度4月以降となりますが、今後は第4次プランの骨格案について確定いただくとともに、答申案についても検討いただき、7月初めには市長への答申を提出いただく流れとなります。タイトなスケジュールの中で御審議をいただくこととなり申し訳ありませんが、よろしく御協力賜りますようお願いいたします。

(須郷企画政策課長)

それでは、議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例の規定に基づきまして、会長をお願いしたいと存じます。北川会長よろしくお願ひします。

(北川会長)

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から、平成30年度第3回流山市男女共同参画審議会を開会します。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議は、委員13名中、12名の委員の方に御出席いただいておりますので、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づきまして、本会議が成立していることを御報告します。本年度最後の審議会となります。これまでの議題は第3次計画に対する評価と総括についてでしたが、大筋では本日の会議でこれを決定し、次の2020年からのプランを作るための作業に入れればと思います。ご協力をお願いいたします。

本日の議題は(1)流山市第3次男女共同参画プランの評価・総括について、(2)流山市第4次男女共同参画プランの骨格(案)についての2点です。それでは、議事に入らせていただきます前に、事務局から本日の資料について説明願ひます

(事務局)

それでは、資料の確認をお願いします。まず、本日の次第です。次に、本日使用します資料は、事前に郵送させていただき、本日持参いただいておりますが、資料の差し替えをお願いします。差し替えていただく資料は、資料3-1と資料3-3となります。新しいものは、委員の皆様のお机に置かせていただいておりますので、お手数ですが差し替えをお願いします。1点目、資料3-1「第3次プランの評価・総括について(最終案)」、2点目、資料3-2「第4次プランの策定について」、3点目、資料3-3「第4次プラン骨格(案)について」(プラン体系図)、4点目、資料3-4「国の第4次男女共同参画基本計画」(概要)、5点目、資料3-5「県の第4次男女共同参画計画」(概要)、6点目、資料3-6【平成30年1月19日付男女共同参画審議会からの建議書】「流山市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定について(建議)」、そして本日追加配付しております、7点目、資料3-7第3次プラン答申「流山市第3次男女共同参画プランについて(答申)【流山市第3次男女共同参画プランP32～P35 答申部分】」以上、次第を含めて計8点となります。

お揃いでしょうか。なお、第2回審議会における配付資料の内、資料2-3 流山市第3次男女共同参画プランのP7～P9実績と検証部分、資料2-4 流山市第3次男女共同参画プランのP10～P11プラン体系図部分についても、お手元に御用意いただきますようお願いいたします。

(北川会長)

それでは、会議次第に則り、議事を進行します。議題1の「流山市第3次男女共同参画プランの評価・総括について」を議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、これまでの流れを整理させていただきます。第1回審議会において、市長から第4次プランの策定について諮問させていただくとともに、本市の男女共同参画施策及び事業実績等について説明させていただきました。委員の皆様には、第1回審議会後に、「第3次男女共同参画プ

ランの総括・評価」の観点から御意見を提出いただきました。頂戴しました御意見については、一覧表にまとめまして、第2回審議会資料として配付させていただきました。更に、この皆様からの御意見を事務局で基本目標ごとに振り分け整理しまして、同じく第2回審議会資料、資料2-2「第3次プランの評価・総括について」として配付させていただきました。第2回審議会では、事務局から提示いたしました、この資料2-2に基づき御審議をいただいたところです。ここまでが、前回までの流れとなります。ここからが、本日の議題1の主な内容になりますが、資料3-1「第3次プランの評価・総括について（最終案）」をご覧ください。これは、第2回審議会における議論の中で、委員の皆様からいただきました御意見を、前述の資料2-2に反映させたものです。また、関連資料としまして、表やグラフを新たに挿入してあります。なお、冒頭で資料の差し替えをお願いしましたが、変更点は、1枚目の、基本目標Iの「5年間の主な実績と課題」の部分です。「5年間の主な実績と課題」の下から4行目の、「人権教育、暴力の根絶～」の前にあった「各種啓発活動等の取り組みは一定の成果を上げていますが、」を削除し、かわりに、上から6行目の「男女が平等に扱われている」と思う市民の割合は、」の次に、「各種啓発活動等を行っているものの、」を追加しました。この資料3-1の内容を御確認いただきまして、お気づきの点等ございましたら御指摘いただきたくお願いします。なお、部長からもございましたように、第3次プランの評価・総括については本日の議論をもって、確定いただきたいと考えておりますので、よろしく御審議の程、お願いします。

（北川会長）

今の事務局の説明に対して、御質問等はありませんか。

～意見なし～

それでは、資料3-1第3次プランの評価・総括（最終案）について議論をいただく訳ですが、議論に先立ち、何点か確認をさせていただきます。まずは、前回配られた資料2-3流山市第3次男女共同参画プラ

ンの P 7 ～ P 9 実績と検証部分をご覧ください。前回事務局から説明がありました。これが、第 3 次プランに掲載された第 2 次プランの評価・総括でありまして、これを参考に、今回は第 4 次プランに掲載する第 3 次プランの評価・総括案を、ここにおられる皆さんで議論し決定するというものでありました。そこで、前回は第 3 次プランの 4 つの基本目標ごとに、事務局案を基に第 3 次プランの評価・総括の観点から議論をいただきました。そこでの皆様からの御意見を反映した内容で、再度事務局で整理いただきまして、本日、資料 3 - 1 「第 3 次プランの評価・総括について（最終案）」として提示いただいておりますので、この資料 3 - 1 に基づき、再度皆様との中身、特に「5 年間の主な実績と課題」の書きぶりについて確認してまいりたいと思います。第 3 次プランの評価・総括の延長線上として、第 4 次プランの議論がなされる訳ですから、評価・総括の議論はとても重要であります。しかしながら、事務局からも説明があったように、7 月に市長に答申を提出するというリミットがございますので、本日の議論をもって第 3 次プランの評価・総括については議論を集結し、今後は第 4 次プランの骨格や体系に関する議論に移ってまいりたいと思います。限られた時間で多くのことを検討するのは大変かと思いますが、議事進行にぜひ皆様の御協力をお願いします。

では、前回同様、基本目標ごとに区切って、御意見をいただきたいと思います。では、改めまして、資料 3 - 1 の 1 ページをご覧ください。最初に基本目標 I 「男女共同参画への意識づくり」について、御意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

～意見なし～

それでは次に参ります。次に、2 ページをご覧ください。基本目標 II 「男女共同参画への環境づくり」について、御意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

私から質問ですが、下にあるグラフの 30 年度が空白になっていますが、後に入るのでしょうか。

(事務局)

毎年第1回の審議会で配付をさせていただいておりますが、今年度が終わりました4月以降にすべての担当課に調査をかけ、集計しましてから、埋まってくるという流れです。本年度が終わり来年度4月以降に照会をかけるので、いつ頃とはっきりとは申し上げられませんが、確実に入る予定です。4月に審議会を開催することになりますと次回の審議会に間に合わないということもございます。

(岡田委員)

前は最終年度にやったような気がします。5年間の内の4年間の実績を出せた様に思うのですが、今回はこちらのIの文言にも、5年間の実績という割には3年間しか入ってなくて、日程上第4次計画を来年度にしないといけないというのもあるのでしょうか、形態はこれでよいのですが数字などは30年度も反映した方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

今、文案を作る関係で数字を入れ込むのはこれが最新情報として作らせて頂いておりますが、こういったものを含めまして30年度の実績が年明け31年度になって照会をかけてまとまる形になります。また、最新の数字に振り替えさせていただく場合には皆様にお諮りさせていただく予定です。今のところは案として一番最新の数字を入れております。

(北川会長)

そうすると31年度が入りますのはいつですか。

(事務局)

31年度が終わり、32年度の4、5月あたりになりますので、これは3月にもう製本して発行してしまうので、プランの策定には間に合わないということになってしまいます。

(北川会長)

では、30年度まではあるということですね。それでよろしいでしょ

うか。それではⅡの方はいかがですか。

(三浦委員)

市の女性の管理職への登用率ということで書いてありますが、そこで市の方に質問ですが、年2パーセントの上昇には達していないという部分では、1つの形だと思いののですが、本当に管理職というのを、比較的女性を登用しないといけないから入れているのかという部分はないのでしょうか。女性を何パーセントか入れないといけないから昇格させるといような形はないのでしょうか。ただその目標があることに対して、そのパーセントを上げるために、これもほかの人事の関係になると思うのですが、はっきり言って、その女性を管理職に登用することが適切なかどうか、というのはどの様な判断で管理職につけるのですか。

(総合政策部長)

課長補佐から課長へ登用する場合には、両方とも管理職ですが、昇格試験がございます。課長補佐から課長に上がるときには一定の能力が必要。尚且つ、国と同じく人事評価制度を導入しております。それに基づいて人事の方で判断し、優秀な女性は昇格をしていくという状況でございます。

(三浦委員)

現状の部分で昇格をする方が、同じ仕事をしている方の評価を得たいがためにやるという部分はないのでしょうか。やはり人事の部分で信用などを反映されているかどうかという部分を見られるということも、その昇格試験を受けるにあたり、それを良い評価を受けるためにその人がやっているということはないのでしょうか。

(総合政策部長)

昇格試験はあくまでも自身で判断をして、強制的に女性を連れてきて受けさせることはないのです、基本的には自身で希望して昇格したいという女性が試験を受けているという状況でございます。

(三浦委員)

わかりました。

(北川会長)

それでは文言の訂正などはありませんか。次に、3ページをご覧ください。基本目標Ⅲ「男女がいきいきと暮らせる社会づくり」について、御意見がございましたらお願いします。

(北川会長)

それでは私からよろしいでしょうか。委員の皆様方のご意見もいただきたいのですが、ここで「修正をした部分」とか、「見直した部分」などありますが、例えば「平成何年に行った」ということを書いた方がよりはっきりわかると思うのですがいかがでしょうか。

先ほど岡田委員からもご意見がありましたが、何年から何年までという5年間がありますが、その中の何年に行ったということが分かった方がよいだろうと思います。例えば主な指標の達成状況というところで、「計画目標の上方修正を行ったため」とありますが、では「上方修正はいつ行ったか」というのを入れた方がはっきりわかるだろうと思います。それと文書のことですが、「計画周期までに達成予定である」とありますが、これは「予定」ではなく「見込み」だと思いたると思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘いただきました年度に関しましては、それを入れて作らせていただきます。

(北川会長)

皆様いかがでしょうか。では入れていただくことにしましょうか。それではよろしく願いいたします。

それから、「子育てにやさしい街づくりについては」というところですが、当初は何年で、「子どもをみんなで育む計画の見直し」という部分も年度を入れていただくのと良いと思います。それから一番最後のフレーズ

で、下から2行目「今後は障害や介護などの困難を抱える人だけでなく」とありますが、福祉の観点からすると言葉をもう少し入れていただきたいと思います。それは「障害や介護などの困難を抱える人やその家族の相談・利用」という言葉を入れていただけると助かります。

(三井委員)

実績と課題に「子育て」に関する事を多く取り上げてあり良いと思いますが、「男性の意識改革」が必要な点と、「保育所を増やしている」という「女性が社会に戻りやすい環境を作っている」という事は分かるのですが、前回、お話がでた通り、女性は子どもを産んですぐに社会に進出していく事だけが全てではないと思います。そのような視点がこれには足りないと思います。前回の資料2-2には出ていた「家庭の大切さ」の意識についても文言を加える必要があると思います。またできれば、子育てでももう少し「情報交換の場」に関する仕組みづくりに関しても文言を加えた方が良いでしょうと思います。

(北川会長)

例えばどの辺に入れた方が良いでしょうとお考えでしょうか。

(三井委員)

「男性の家事参画に関して」の部分が簡潔に集約できると思うので、この後ろくらいに「家庭の大切さ」の文言を入れられたら良いのではないのでしょうか。合わせて「家庭の大切さ」を知るための「情報交換の場」が必要、と追加したら子育て世代に優しい文章になると思います。

(北川会長)

では事務局でさらに調整いただきたいと思います。最終的には会長・副会長にお任せいただければと思います。

(青木委員)

「家庭の大切さ」を書く時に固定的な性別役割分担的な表現にならないように注意していただきたいと思います。

(北川会長)

それでは事務局は皆様の御意見をまとめまして今年度中に委員宛に資料を送付してください。

次に基本目標Ⅳについてです。こちらの推進体制につきましてご意見はありますでしょうか。

(青木委員)

全体的に「主な指標の達成状況」は「だった」調で、また「5年間の主な実績と課題」は「ですます」調で書かれていますが、最後の文章は「実施した」とした方が良いと思います。「全庁的な取り組み」という言葉が2カ所出てくるのですが、もしこれが次期計画に活かされる事を意識するのであれば、「男女共同推進本部により全庁、横断的な取り組みを図る。」と、縦割り行政からジェンダー主流化を目指していくようなイメージの言葉を入れていただきたいと思います。

また最後の「当該計画に基づいた取り組みを行う必要があります。」の部分に、なぜ男性の育児休業が取れないのか、どうして女性管理職が増えないのかについて、国の計画では男性中心型労働慣行が原因であるとなっているので、「引き続き当該計画に基づき男性中心型労働慣行を見直す事によって取り組みを進める必要があります。」という形で入れた方が良いと思います。もしかすると踏み込みすぎかもしれないので事務局の方で調整をお願いいたします。

(北川会長)

必要で大変良いご意見だと思います。「全庁的」「横断的」という言葉はとても大切だと思いますので必ず入れていただくようお願いいたします。また、デリケートな部分もありますが、「育児休暇」の取り方や「女性管理職」につきましても流山市の方針とも関連すると思いますが、「男女共同参画審議会」らしい表現を考えてください。

(青木委員)

「男性中心型労働慣行」という言葉を用いるのに指標2の「就業及び職場～」の文言として入れるべきなのか、「推進体制」の方に入れたほう

が良いのか考えたのですが、Ⅱでは文言として入りづらいでしょうか。「ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの形成」となっているので、Ⅱに入ればそれでも良いと思うのですが、ご検討願います。就労の所でいうと旧来の男性中心型の労働慣行を見直してワーク・ライフ・バランスを実現していくというイメージの方が良いと感じました。

(事務局)

また検討いたしまして、ご報告させていただきます。

(荒木委員)

ここで「男性職員の育児休業の取得率は横ばい」だけでは具体的ではないので数字が欲しいと思います。高めなのか低めなのかもう少し数字が欲しいと思います。

(北川会長)

いただきました意見は事務局で整理していただき、戻していただければと思います。最終的なものは次回の審議会で提示していただきたいと思います。それでは、議題に沿って進めていきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

続きまして、議題2の「第4次男女共同参画プランの骨格(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは最初に、資料3-2「第4次プランの策定について」をご覧くださいでしょうか。そこにイメージとして、四角で囲んだ部分がありますが、まず議題1として御審議いただきました第3次プランの評価・総括があります。この評価・総括を受けて、第4次プランを策定します。ここで、資料3-7をご覧くださいなのですが、これが現在のプランであります、第3次プラン策定時の男女共同参画審議会からの答申の写しです。今後、委員の皆様は第4次プランの答申を作成いただく際の参考として、本日配付しております。ご覧いただいていますように、答申の1・2枚目が現行プランの評価・総括、3・4枚目が次期プラン

の骨格となる基本目標・基本的課題・施策の方向についてとなっています。つまり、第3次プランの評価・総括と第4次プランの骨格についてまとめたものが、第4次プランの答申となる、といったイメージです。

前段が長くなりましたが、議題2の第4次男女共同参画プランの骨格（案）についてですが、まずは、資料3-2の中段以降の、「策定にあたって考慮すべき点」を御確認ください。第1回審議会でも触れさせていただきましたが、男女共同参画基本法第14条第3項に、「市町村は、（国の）男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の基本的計画を定めるように努めなければならない」と規定されています。よって、国及び県の「（第4次）男女共同参画計画」を考慮し、国や県の掲げる重要施策等は意識したうえで、市の計画を策定する必要があります。また、第4次プランは、諮問にもありますように、平成30年1月19日付けの男女共同参画審議会からの建議を踏まえ、流山市における、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、「女性活躍推進計画」として位置づけることを考えています。なお、国及び県の第4次男女共同参画計画の体系及び重点施策等の概要については、資料3-4、3-5にそれぞれ整理してございます。また、資料3-6として、女性活躍に係る男女共同参画審議会からの建議書を配付しておりますので、こちらも参考になさってください。

次に、資料3-3「第4次プラン骨格案について」をお手元に御用意ください。御審議いただける時間が限られておりますことから、あらかじめ、事務局において、第4次プランの体系図案として作成したものです。第4次プランの骨格案のイメージとしてお示しさせていただいております。この資料3-3を基に、次期第4次プランの骨格部分についての御審議をお願いします。なお、こちらの資料3-3も冒頭に差し替えを頂いておりますが、事前に送付したものからの変更点は、「基本的課題」の上から4つ目の、「あらゆる暴力の排除」に「障害者」を追加しました。また、「施策の方向」の下から3つ目の四角の中の黄色のマーカーを塗っています①と③を変更しています。③にあったハラスメントの防止を①に移動させ、新たに③として「女性の就職・再就職の支援」を追加しています。なお、最終的に、基本理念、基本目標、基本的課題について審

議会より答申をいただきたいと考えております。一番右に記載しております、施策の方向については、答申を頂いた後、市が作成するものですが、現段階における案として参考までに例示しております。この施策の方向部分について、いただきました御意見は付帯意見として扱わせていただく予定です。事務局からは以上となります。

(北川会長)

ありがとうございました。これについて皆様で審議して参りたいと思います。第3次プラン、第4次プランを見比べながら、検討していきたいと思います。それでは、資料3-3第4次プランの骨格案について、に基づき議論をいただく訳ですが、御意見を整理しやすいように、項目ごとに議論いただきたいと思います。まずは基本理念について、議論いただきたいと思います。基本理念について、事務局から簡単に説明いただけますでしょうか。

(事務局)

「一人ひとりが互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして」を案としてしています。男女共同参画社会基本法の第2条において、「男女共同参画社会の形成」は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と定義されています。

また、同3条で、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」とされています。更に、国の第4次男女共同参画基本計画において、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」を目指すべき社会としてしています。男女共同参画社会の形成にあたっての不変のキーワードとして、「社会の対等な構成員であること」、「自らの意思によりあらゆる分野の活動に参画する機会が確保

されること」、「均等に利益を享受できること」、「個人としての尊厳が重んぜられること」、「個人として能力を発揮する機会が確保されること」、「人権が尊重されること」、「自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できること」、「多様性に富んだ社会であること」等が挙げられます。これらを鑑み、基本理念については、第4次プランにおいても、第3次プランの基本理念を大きく変更することは考えていません。ただし、今後、市政運営において多様性への配慮はより欠かせない重要なものになると考えます。現在、国や県の計画において性の多様性について具体的に言及してはいませんが、第4次プランの計画期間である今後5年の間に、この分野の議論等が重ねられることが想定されます。よって、第4次プランの基本理念においては、男女という限定した表現ではなく、様々な立場の方の人権が尊重されるよう配慮したものとし、第3次プランの「男女がともに人権を尊重し」を「一人ひとりが互いの人権を尊重し」に変更したいと考えています。

(北川会長)

事務局から説明のありました、基本理念について、何か御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。皆様のご意見が反映され集約されたものになっていく必要があると思います。忌憚のないご意見をお願いします。

(荒木委員)

人権の話が広くなるとの事でしたが、ここで議論するのは男女間の人権だと思う。人権というと「同和問題」「アイヌ」等まで広がり過ぎると思うので、男女共同参画審議会としては違うと思う。人権という問題を制限する必要があるのではないかと思います。

(青木委員)

「基本理念」の第3次プランでは「人権」の文言がありました。第4次プランでは外してしまうのでしょうか。「基本理念」にある「一人一人が互いを尊重し」とありますが、互いの「何」を尊重するのでしょうか。

(事務局)

「人権」というものは男女共同参画の分野でも根底にある最重要なものだと思っております。事務局としましては第4次プランでも入れていきたいと考えておりますが、皆様よりご意見をいただければと思います。

(青木委員)

私は「一人ひとりが人権を互いに尊重し」にした方が良いと思います。「人権」の文言をとる理由は分かりません。

(岡田委員)

男女という言葉で全ての人を表していると認識しています。こちらの審議会が「男女共同参画審議会」という事ですので、全てから「男女」という言葉が外されてしまうのはどうかと思います。「基本理念」に「人権」という言葉は入れた方が良いと思います。

(青木委員)

昨今、LGBTの問題があるので、「男女」という言葉だとそれ以外の人は「人権」に入らないのか、という問題もあるのだと思います。

(岩渕委員)

私も岡田委員と同様で、国の基本計画をみると分かるのですが、基本的に男女と言いつつ、「男女の人権が尊重され、個人が生きる」と最後が個人にきて国の計画も作っているのがそれが国の定義だと思います。それを短い文章の中でまとめるのは難しいところですが。

(北川会長)

本日中に決定するという事ではありませんので、念頭に置きながら進めるという事にいたしましょうか。

(三浦委員)

「障害者」と追加された基本課題ですが、「障害者」という言葉を追加されたという事ですが、「障害を持つ者」などという文言にした方がよい

のではないのでしょうか。テレビやニュース等でも「障害者」とは言わなくなつたのではないのでしょうか。それを言うと「高齢者」もそうですが「高齢者」と言つて憤慨された経験もあります。文章にした時にどうなのでしょう。

（北川会長）

このような所を書く場合は、法律で「障害者福祉法」などとなっています。ただし「高齢者」という呼び方ではなく「老人福祉法」などと「老人」となります。このような言葉を使う際はセンシティブに考えた方が良いでしょう。「障害者」という文言を使ったからこれで全てという訳ではないです。また議論して参りましょう。そして分かりやすく、適切な表現を皆様の総意で決めたいと思います。

（青木委員）

「障害者」のあとの「等」の文言は削つてはいけないと思います。「外国人」や「貧困者」などありますから。

（北川会長）

それでは、続きまして、基本目標、基本的課題に移りたいと思います。まずは基本目標Ⅰ及び関連する基本的課題に関して事務局から簡単に説明いただけますでしょうか。

（事務局）

流山市の第3次プランでは、4つの基本目標を掲げていますが、県及び県内他市の計画をみても基本目標は3つから5つ程度となっていることから、第4次プランにおいても、4つの基本目標を設定したいと考えています。まず、「基本目標Ⅰ一人ひとりが人として尊重される社会づくり」についてですが、人権の尊重は、人間社会の根底を成す不変の理念であり、かけがえのないものであります。男女共同参画社会の形成に向けた取組みとして、法律や制度の面での整備は進み、習慣・しきたり等の面でも、例えば、「男は仕事、女は家事育児」のような性別に基づく固定的な役割分担意識は、時代とともに減少傾向にあります。

第3次プランにおいても、基本目標Ⅰ「男女共同参画への意識づくり」を定め、男女の人権の尊重や男女平等を推進してきたところです。しかしながら、未だ真の平等が達成できたとは言えない状況にあると考えられます。そこで、男女共同参画社会基本法に掲げられている基本原則である、「個人の尊厳、人権の尊重」、に国の計画で目指すべき社会とされている「多様性に富んだ豊かで活力ある社会」を考慮して設定するものです。なお、今後は、男女に限定せず、性別や年齢、身体的状況等といった違いはもとより、LGBTの方への理解と配慮といった、それぞれの価値観や生き方の違いを尊重し互いに認め合うことが大切となります。よって、第4次プランにおいても引き続き、差別や偏見を持たず、多様な考え方や生き方を受け入れ、全ての人が社会の対等な構成員として利益と責任を分かち合い、その個性と能力が十分に発揮できる社会を目指すこととするものです。

また、基本的課題や施策の方向の中では、継続した人権や男女共同参画に関する意識啓発と合わせ、教育現場における早い段階からの次世代を担う子供たちに向けた男女共同参画教育の重要性に触れることとしたいと考えております。基本目標Ⅰに関連しました事は以上となります。

(北川会長)

基本目標Ⅰについてご説明をいただきました。基本理念につきましても詳しくご説明いただきましたので、私たちも合意するところでございます。何か御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

(青木委員)

施策の方向については検討しないということですか？

(事務局)

基本的には「理念」から「基本的課題」についてご審議をいただきたいと思います。

(北川会長)

現在の段階ではご意見はないようですので、次に参ります。

(事務局)

「基本目標Ⅱ生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり」についてですが、流山市第3次男女共同参画プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく、本市におけるDV防止基本計画としても位置付けられています。国の第4次男女共同参画基本計画においても、改めて強調する視点の一つに、「女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化」が取り上げるとともに、基本的な政策に「安心・安全な暮らしの実現」、基本的考え方に「生涯を通じた女性の健康支援」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が挙げられています。

県の第4次男女共同参画計画においても、「DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」が重点的取組の一つに掲げられるとともに、基本目標に「安心・安全に暮らせる社会づくり」、基本的課題に「あらゆる暴力の根絶」、「生涯を通じた健康づくりの促進」が挙げられています。

流山市で平成29年度から開設した「女性の生き方相談」に寄せられる相談内容からも、DV一つをとっても、身体的、精神的、言葉、金銭の暴力等、様々な形態があることがわかります。また、DV、虐待等は、家庭内のこととして顕在化しないことから深刻な事態を招く恐れがあります。よって、第3次プランにおいても、基本的な課題に「あらゆる暴力の根絶」を掲げ啓発等を行ってきましたが、本プランが本市の「DV防止基本計画」であることを重視し、第4次プランにおいては目標に掲げ、継続して、暴力の発生を防止するための意識啓発、相談窓口の広報の充実等に取り組んでいきます。

第3次プランでは別々の基本目標の基本的課題としていますが、第4次プランでは国、県の計画に倣って、「暴力」と「健康支援」を基本目標Ⅱの中で同時に掲げて、取り組んでいきたいと考えています。

(北川会長)

事務局から説明のありました、基本目標Ⅱについて、何か御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

(青木委員)

「推進」と「促進」の言葉はどのように使い分けているのですか。

(事務局)

読んで字の如く「押し進める」と「促して進める」という意味ですが、決まりがあるという事でもないので、こういった文言についても皆様にもお諮りしたい所です。

(北川会長)

このような事も考えていくべき事だと思います。少し進んでいるけどさらに進める時は「推進」。まだ進んでないが促して進める事を「促進」だと思います。

(岩淵委員)

官僚言葉では「促進」はサポート的な意味合いがあり、「推進」は自ら主体的に進めるというイメージがあります。

(事務局)

基本目標Ⅱで新たなものとして「防災分野における男女共同参画の促進」と入れています。昨今、震災が続いており防災分野における女性の視点を入れた避難所運営などが注目されています。「促進」という言葉を使いましたが、どのような表現が良いのかも含めてご意見をいただければと思います。

(北川会長)

ここでは「促進」が良い気がしますがいかがでしょうか。また、男女共同参画プランに災害の事を取り入れた国はないので日本の独自性を表す部分でもあるので、青木さんもぜひご協力いただきたいと思います。

(青木委員)

流山市の防災計画は男女共同参画の事を相当入れ込んでいるので評価しています。防災計画を実際に地域の中で実施していくにあたっての地

域計画を作らなくてはならないのですが、そこは自治会単位で作っていくものですが、相当、遅れていると思います。行政と一緒に作っているものはかなり踏み込んだ内容になっていますが、地域の方にうまく啓発されていない状況が流山市の防災における男女共同参画の課題だと思います。地域の方によくよく分かってもらうという意味で「促進」という言葉を使うのは良いと思います。行政が自ら計画を作っていくというステージよりは、作った計画を地域に周知していくステージかと私は考えています。

（北川会長）

新しい委員さんをご存知ないかも知れませんが、青木さんの団体は、一昨年、内閣総理大臣賞を受賞されました。私たちも大変、心強く感じています。

（青木委員）

流山市の防災会議の委員もやっております。

（北川会長）

そのように文言についてセンシティブに捉えて使っていくということです。他にご意見はありますか。

～意見なし～

ないようですので、それでは、続きまして、基本目標Ⅲ及び関連する基本的課題に関して、事務局から簡単に説明いただけますでしょうか。

（事務局）

「基本目標Ⅲ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり」についてですが、平成30年1月19日付けで流山市男女共同参画審議会より「流山市における、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』に基づく推進計画の策定について」が建議され、その中で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は、男女共同参画社会

基本法の基本理念にのっとった実施法として位置づけられていることから、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を勘案して推進計画を定める必要があるとされています。

よって、この建議の趣旨に基づき、第4次プランを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、本市における女性活躍推進計画としても位置付けることとするものです。第2次プランにおいては、基本項目に「家庭・地域・職場における男女共同参画」を掲げ、男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくため、家事、育児、介護に関する啓発を推進しました。

また、第3次プランにおいても、基本目標に「いきいきと暮らせる社会づくり」を掲げ、本市で増加している子育て世代を対象とした施策を推進していくために、女性が安心して産み育てられるための環境の整備や男性が育児にも参加するための講座を開催するなどの支援の充実を図っています。

さらに、第3次プランでは、基本目標の「男女共同参画への環境づくり」に関連して、政策・方針決定過程における女性の参画の促進、地域における男女共同参画の推進、就業及び職場における男女共同参画の推進を基本的課題として様々な分野における女性の活躍を推進してきましたが、女性を取り巻く環境の変化や、働き方の多様化が進む中で、地域社会や職場の中で、これまで以上に女性の能力を活かしていくことが求められています。

国は、女性の活躍のためには男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないとし、男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会を目指すべき社会の形としています。

よって、第4次プランを本市の「女性活躍推進計画」とすること及び建議の趣旨を重視し、女性の活動意欲を高めるためにも、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図るとともに、地域における活動等に女性が参加しやすい環境づくりを進める等、あらゆる分野における男女共同参画の推進を通じ、一人ひとりが活躍できる社会づくりに努めます。

(北川会長)

事務局から説明のありました、基本目標Ⅲについて、何か御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

女性活躍推進法はいつまでですか。時限立法ですね。書けるのはこのプランまでですか。

(事務局)

国の方で女性活躍推進法がどうなるかにもよると思うのですが、女性の潜在的能力を国を挙げて支援している所ですので何らかの形で女性活躍法に関して続く施策があると思います。法律についてはこのプランまでの可能性もあるかもしれません。

(北川会長)

平成36年、2024年までですね。それで終わってしまうなら、しっかりと書いた方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

10年の時限立法ですので、プランの間は継続します。

(北川会長)

ということですので、女性活躍推進法もしっかり見ながら、作り込んでいきましょう。ご意見等いかがでしょうか。

(岡田委員)

第3次プランと比較して、第3次プランの基本目標Ⅰが意識づくり、基本目標Ⅱが環境づくり、基本目標Ⅲが社会全体となっています。基本的課題の方は検討されて前後があるのですが、基本目標のⅡとⅢが逆になっているのは、何か意図があるのですか。社会づくりを重点的に行いたいという事なのではないのでしょうか。

(事務局)

先にDV法の位置付けの計画があり、その後に女性活躍法の位置づけ

でしたので、大きな意味合いはありません。変更も可能ですので、ご意見をいただければと思います。

(北川会長)

重要性ではなく、単なる順番という事ですね。

(岡田委員)

第3次プランの基本目標Ⅲの基本課題に「子育てに優しいまちづくり」が課題の1項目として挙がっているのですが、流山市としてそれを一つの大きな項目とした事に大きな意味があったと思うので、「子育て」という言葉が項目に入っていた方が良いと思います。

(事務局)

こちらでも案を作る時に流山市は子育てというイメージがありますのでその部分は検討した所です。現段階ではこの後に施策の方向や様々な事業が付いてくる訳で十分にフォローさせていただきたいと考えていますが、基本的課題がここだけ数が多くなってもということもあり、女性活躍の計画にしたいという事があり、家庭でも職場でも、審議会委員等の政策の場においても、またワーク・ライフ・バランス等も入れたいということがありました兼ね合いで調整を取った所です。何かご意見がありましたら、お願いします。

(北川会長)

これが固定されたものでもないので、これをたたき台にして私たちがまた審議していきましょう。

それでは、続きまして、基本目標Ⅳ及び関連する基本的課題に関して、事務局から簡単に説明いただけますでしょうか。

(事務局)

「基本目標Ⅳプランの推進体制の充実」についてですが、第2次プランから継続しての目標です。第4次プランにおいても、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めるために、推進体制の整備・充実を図

るとともに、社会情勢の変化や関係法令の整備等を含む国・県等の動向を見据え、国、県、他市町、市民、各種団体等とより一層の連携を図りプランを推進する必要があると考えます。

(北川会長)

事務局から説明のありました、基本理念Ⅳについて、何か御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。進行管理の中には評価という事も入りますか。

(事務局)

はい。そうです。文言等も第2次プランからの継続としましても、これに固定という訳ではないので、ご意見をお願い致します。

(青木委員)

全体的な事について事務局に質問したいのですが、総合計画の方はSDGsを意識して策定するというお話しがありましたが、男女の計画はどのような関わりを意識していくのか、しないのか、が1点と、総合計画の方には「男女共同参画」という言葉は入りそうですか。

(山田総合政策部長)

現在、総合計画の審議会が終了しまして、男女共同参画という言葉を入れるという事で答申をいただいておりますので次期総合計画の中には入ってきます。SDGsの関係ですが、全ての政策で国がやっているものでも、市町村に下りると全てをやらなくても良いものもありますので、SDGsで国の施策に合致しているものは何らかのマークを付けるなどして「これは国の施策に基づく市の取り組み」ということで表現を入れて行きたいと思います。総計審においては今の所、SDGsについての言及はないのですが、我々としては、国が求めているものについては自治体に求められる部分としてある程度織り込む必要もあると思います。意識した作り込みをしていきたいと思います。

(青木委員)

総合計画に男女共同参画という言葉が入る事は大変、良いことだと思います。

(北川会長)

総合計画との調整もしていかななくてははいけませんし、関連も整合性がなくてははいけません。SDGsは私たちの審議会でも捉えて行くことは必要です。ほとんどの事に関わっていますので、言葉も取り入れた方がよいと思います。SDGsの文言等も資料として出していただけるとふさわしいものも出てくると思います。

(大塚副会長)

質問ですが使用している用語は国や県の使っている用語を参考に決めているのですか。

(事務局)

参考にさせていただいております。

(北川会長)

他にございますか。

(三浦委員)

新聞等で読んで気になっているのですが、「貧困の格差」についてですが、男女共同参画の中でも、ひとり親で生計を立てる、男親でもあり、母親でもある、ひとり親での貧困の格差という部分で市の方では「貧困格差」、現実に現れている事実だと思うのですが、その現状というのは、ちょっと福祉関係にもなると思うのですが、資料としては出ますでしょうか。

(山田総合政策部長)

具体的に何が必要ですか。膨大な福祉に関する資料がありますので。

(三浦委員)

例えば、神奈川等の地域によって貧困の格差があるから、入学準備にランドセルや制服を支給する等出てきていると思うのですが、現実的に貧困の格差によってお金がなければ働かなきゃならない、働かなくてはならなければ、子どもとの家庭的な関わる時間が少ない、それをどういう風に援助できる組織というか、施策があるのか。

(山田総合政策部長)

新年度予算の取りまとめも大方終わったのですが、就学援助の拡大という話しだと思えますが、入学準備の話しがあったと思いましたが、流山市もお蔭様で31年度から就学援助の拡大をさせていただくということで、PTA会費も含めまして教育委員会も予算を計上させていただき予算の拡大もさせていただきました。申請関係も早めにしていただいて入学に備えるという事で議論をしてきたと記憶しております。

我々も、「平和施策事業」ということで小学校5～6年生を30名ですが広島の平和式典に参加をさせる費用を計上しております。そこに生活保護世帯、就学援助世帯については自己負担なしに参加できるように検討させていただいております。教育の平等という意味です。具体的に必要資料を言っただけであれば、計画書等、ご用意させていただきます。

(荒木委員)

第3次プランの基本的課題では体言止めでこれからやるぞという意識が出ていたのですが、今回は体言止めなのですが、「～づくり」という言葉がいっぱいあって振り出しに戻って新たに構築していくというイメージを持ったのですが。

(北川会長)

第3次プランも「づくり」という言葉です。基本目標を反映して「～づくり」と使っていると推測します。もし、しっくりこないようでしたら、今後、検討していけば良いと思います。

(荒木委員)

まちづくり達成度アンケートの集計結果はこれからも生かしていくという事でよろしいでしょうか。

(事務局)

プランの指標として位置づけたものについて、まちづくり達成度アンケートの設問としておりますので、今後また第4次プランとして指標等が今と同じという事はないと思うので、変更の可能性もあるかと思えます。

(北川会長)

このように、多くの課題がありますので、やりがいがあると思います。よろしく願いいたします。

(青木委員)

「基本的課題」の2つ目の「あらゆる暴力の根絶」だったのが「排除」となっていますが、根拠は何ですか。

(事務局)

大きな根拠はないのですが、表現では悩みましたが「排除」という言葉を用いました。ここにつきましてもご意見がありましたら、お聞かせください。

(北川会長)

このように一つ一つ、吟味していきたいと思います。これはたたき台なので意見を出し合い行きましょう。事務局は大変良い、たたき台を作ってくださいました。

ここまで第4次プランの基本理念、基本目標、基本的課題について御意見をいただいてまいりましたが、皆様におかれましても、なかなかすぐには意見も出にくいかと思えます。本日の議論はここまでとさせていただきます、この議論は次回に持ち越すこととして、次回、本日の続きとして、第4次プランの骨格案のまとめを行いたいと存じますが、皆様、い

かがでしょうか。では、皆様、次回までに本日の資料等を再度御確認いただきますようお願いいたします。

つづきまして、議題3の、「その他」に移ります。事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局)

まず1点目は、会議冒頭、部長からも申し上げましたが、次回審議会は、少し間が空きまして、新年度になりましての開催となります。つきましては、次回の審議会を効率よく進めさせていただくためにも、第4次プランの骨格案につきまして、何か御意見、必要な資料等がございましたら、次回審議会までに、メール等で事前に御提出いただきますようお願いいたします。お配りしております意見様式に記入し、企画政策課男女共同参画室あてにお願いいたします。意見用紙を電子ベースでご希望される方は、送付いたしますので、その旨お申し出ください。提出先メールアドレス等につきましては、配付しました意見用紙の下の方に記載してありますので、御確認ください。お忙しいところ恐縮ですが、2月22日金曜日を提出期限とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に2点目、次回以降の審議会の日程についてですが、平成31年度は年4回の開催を予定しております。繰り返しになりますが、7月頭には答申をいただく予定でおりますことから、例えば4月に1回、5月に1回、6月もしくは7月初めに1回と、まずは年度の早い時期に3回開催させていただく予定でおります。しかしながら、平成31年度は4月に選挙が予定されている等の理由から、申し訳ありませんが、現段階ではっきりとした開催日をお知らせすることができません。北川会長や大塚副会長とも御相談させていただきまして、委員の皆様には、改めて文書でお知らせをさせていただきますので御了承願います。

また、年間スケジュールとは別に、平成31年度の第1回審議会の開催通知につきましても、改めて、文書で御案内させていただきますので、あわせてよろしくお願いたします。最後に、今回は、本日の続きとしまして、第4次プランの骨格案についてのまとめと、第4次プランの答申案の検討を行っていただく予定です。資料3-1の「第3次プランの評価・総括について」と、資料3-3の「第4次プラン骨格案について」に、

本日の会議の審議内容等を反映しましたものを、改めて事務局から事前に送付させていただきたいと考えておりますので、次回以降も、引き続きどうぞよろしく申し上げます。なお、本日使用しました資料は、今後とも使用しますので保管をお願いします。以上となります。

(北川会長)

事務局からの今の説明について、何か御質問等、ありますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、平成30年度第3回男女共同参画審議会を終了いたします。次回もどうぞよろしく申し上げます。

皆様、本日はどうもありがとうございました。